

愛媛県立新居浜病院
医事会計・宿日直・外来クレーク業務
公募型プロポーザル手続き等に関する説明書

令和2年12月9日

愛媛県

目次

1.	目的	1
2.	業務概要	1
(1)	業務名	1
(2)	委託期間	1
(3)	業務スケジュール	1
(4)	委託業務の内容	1
(5)	予算上限額	1
(6)	担当部局（照会先）	1
3.	スケジュール	1
4.	手続き等に関する事項	2
(1)	交付資料	2
(2)	交付資料の交付期間、場所及び方法	2
(3)	本プロポーザル参加表明及び参加資格	3
(4)	参加表明書の提出期限	3
(5)	提出先	3
(6)	提出方法	3
(7)	提出書類	3
(8)	質問書の受付及び回答	3
(9)	参加資格要件確認結果の通知	4
5.	企画提案書の提出	4
(1)	提出期限	4
(2)	提出先	4
(3)	提出方法	4
(4)	提出書類	4
(5)	提出部数及び提出書類の作成方法	4
(6)	見積書の記載内容	4
6.	辞退	4
(1)	提出期限	4
(2)	提出先	5
7.	委託業者の決定等に関する事項	5
(1)	選考審査会における審査	5
(2)	委託業者の決定方法	5
(3)	プレゼンテーションの実施	5
(4)	審査及び結果の通知	5
(5)	契約の締結	5
8.	留意事項	5

(1)	参加者の失格.....	5
(2)	提出書類の無効.....	6
(3)	経費の負担.....	6
(4)	その他.....	6

1. 目的

本業務は、愛媛県立新居浜病院における現病院及び新病院の医事会計・宿日直・外来クラーク業務（以下「医事会計・宿日直・外来クラーク業務」という。）に関し、専門知識に則った優れた提案を総合的に勘案し、最も適格と判断される委託業者を選定するため公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）を実施することとし、必要な事項を定める。

2. 業務概要

(1) 業務名

愛媛県立新居浜病院医事会計・宿日直・外来クラーク業務

(2) 委託期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

(3) 業務スケジュール

① 現病院

令和3年4月1日から令和3年7月31日まで

② 新病院

令和3年8月1日から令和6年3月31日まで

(4) 委託業務の内容

現病院は「愛媛県立新居浜病院（現病院）医事会計・宿日直・外来クラーク業務仕様書」、新病院は「愛媛県立新居浜病院（新病院）医事会計・宿日直・外来クラーク業務仕様書」のとおり。

(5) 予算上限額

470,420千円（消費税及び地方消費税を含む。）

(6) 担当部局(照会先)

愛媛県立新居浜病院 総務医事課医事係（担当：上田）

〒792-0042 愛媛県新居浜市本郷3丁目1番1号

TEL：0897-43-6161

メールアドレス：niihama-byoin@pref.ehime.lg.jp

お問い合わせの際は、メールを御活用ください。

3. スケジュール

期日	内容等
令和2年12月9日（水）から12月16日（水）	交付資料の交付期間
令和2年12月18日（金）	質問書の提出期限
令和2年12月25日（金）	質問書の回答期限
令和3年1月6日（水）	参加表明書等の提出期限
令和3年1月14日（木）	参加資格の確認通知期限
令和3年1月22日（金）	企画提案書等の提出期限
令和3年1月下旬から2月上旬	選考審査会
令和3年2月上旬	審査（選定）結果の通知
令和3年2月下旬	契約締結（予定）

※新型コロナウイルス感染症の影響により、変更する場合があります。

4. 手続き等に関する事項

(1) 交付資料

資料 1 愛媛県立新居浜病院 医事会計・宿日直・外来クラーク業務公募型プロポーザル手続き等に関する説明書（本資料）

資料 2 愛媛県立新居浜病院 医事会計・宿日直・外来クラーク業務公募型プロポーザル手続き等に関する説明書 様式集

(様式 1) 質問書

(様式 2) 参加表明書

(様式 3) 参加資格要件確認申請書

(様式 4) 会社概要（会社概要の分かるパンフレットも添付すること。）

(様式 5) 受託実績

(様式 6) 総括責任者及び診療情報管理士の経歴及び実績等

(様式 7) 現病院及び新病院図面等借用申請書兼機密保持誓約書

(様式 8) 企画提案書提出届

(様式 9) 見積書

(様式 10) 見積内訳書

(様式 11) 辞退届

※書類の提出にあたっては、愛媛県における令和 2 年度から令和 4 年度までの製造の請負等に係る一般競争入札の参加資格の登録者名により、書類作成等を行うこと。

資料 3 (様式 10) 見積内訳書（エクセルフォーマット）

資料 4-1 愛媛県立新居浜病院（現病院）医事会計・宿日直・外来クラーク業務仕様書

資料 4-2 愛媛県立新居浜病院（新病院）医事会計・宿日直・外来クラーク業務仕様書

資料 4-3 【別紙】収納業務委託要領

資料 5 愛媛県立新居浜病院医事会計・宿日直・外来クラーク業務公募型プロポーザル企画提案書等作成要領

参考資料 1 現病院図面

参考資料 2 新病院図面

参考資料 3-1 現病院の入院・外来延患者数推移（各種ドック・健康診断を含む）

参考資料 3-2 現病院の入院・外来延患者数推移（各種ドック・健康診断を除く）

参考資料 4 現病院の各種ドック、健診件数の推移

参考資料 5 現病院の患者実数及び病床利用状況（各種ドック・健康診断を除く）

参考資料 6 現病院の診療費負担区分別延純患者数（入院+外来）

参考資料 7 現病院の 1 日あたりの救急患者数

参考資料 8 現病院の時間内、時間外救急患者数

※参考資料については、今後変更の可能性があるので、留意すること。

(2) 交付資料の交付期間、場所及び方法

(ア) 交付期間

12 月 9 日（水）から 12 月 16 日（水）

(イ) 資料 1～4 の交付場所

愛媛県立新居浜病院ホームページ又は、2（6）に同じ。

(ウ) 参考資料 1～8

令和 3 年 1 月 6 日（水）までに「現病院及び新病院図面等借用申請書兼機密保持誓約書」（様式 7）を提出した者に、メールにて配布する。

(3) 本プロポーザル参加表明及び参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者は参加表明書を提出する。本プロポーザルの参加資格は、知事の審査を受け、令和2年度から令和4年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当する者。

- (ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (イ) 参加表明書の受領の期限の日から企画提案書の受領の期限の日までの期間に、入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (ウ) 平成27年度から令和元年度までの間に、日本国内の一般病床200床以上の病院において、診療報酬請求事務を含む医事業務及びクラーク業務を実施し、3年以上の受託実績を有する者であること。
- (エ) 愛媛県内に事業所（営業拠点）を置く者であること。

(4) 参加表明書の提出期限

令和3年1月6日（水）午後5時15分（必着）

(5) 提出先

2（6）に同じ。

(6) 提出方法

持参又は郵送等により提出しなければならない。なお、持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分までに提出すること。

郵送等により提出する場合は、配達した記録の残る方法により提出するもの（封筒の表に「愛媛県立新居浜病院医事会計・宿日直・外来クラーク業務参加資格要件確認書類在中」と朱書きしたものに限る。）とし、上記「(4)」に定める提出期限までに、到達するよう郵送等行うこと。

(7) 提出書類

次に掲げる書類を1部提出すること。

- (ア) 参加表明書（様式2）
- (イ) 参加資格要件確認申請書（様式3）
- (ウ) 会社概要（様式4）、会社概要の分かるパンフレット
- (エ) 受託実績（様式5）
- (オ) 総括責任者及び診療情報管理士の経歴及び実績等（様式6）
- (カ) 現病院及び新病院図面等借用申請書兼機密保持誓約書（様式7）
- (キ) 上記（エ）及び（オ）に記載した案件の契約書等の写し等それを証明できるもの

(8) 質問書の受付及び回答

内容について質問がある場合は、「質問書（様式1）」を作成し、提出すること。

企画提案書の提出後、仕様書及び作成要領の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

また、回答の内容は、本説明書等の追加又は修正とみなす。

① 提出期間及び提出方法

令和2年12月18日（金）午後5時15分までに電子メールで送付することとする。電子メール送信後は電話にて到着確認をすること。

② 提出先

2（6）に同じ。

③ 回答

令和2年12月25日（金）までに参加事業者全員に対して、愛媛県立新居浜病院のホームページにて回答する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

(9) 参加資格要件確認結果の通知

① 通知期限

令和3年1月14日（木）

② 通知方法

本プロポーザルに係る参加資格要件の確認結果については、参加資格要件確認書類を提出した者に対して、上記通知日までに書面で通知する。

5. 企画提案書の提出

企画提案書の提出は、参加資格要件の確認を受けた者のみ提出することができる。

(1) 提出期限

令和3年1月22日（金）午後5時15分（必着）

(2) 提出先

2（6）に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送等により提出しなければならない。なお、持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分までに提出すること。

郵送等により提出する場合は、配達した記録の残る方法により提出するもの（封筒の表に「愛媛県立新居浜病院医事会計・宿日直・外来クラーク業務企画提案書等在中」と朱書きしたものに限り。）とし、上記「(1)」に定める提出期限までに、到達するように郵送等行うこと。なお、提出期限までに企画提案書等の提出がない場合は、辞退したものとみなす。

(4) 提出書類

「愛媛県立新居浜病院医事会計・宿日直・外来クラーク業務公募型プロポーザル企画提案書等作成要領」を参照のこと。

(5) 提出部数及び提出書類の作成方法

「愛媛県立新居浜病院医事会計・宿日直・外来クラーク業務公募型プロポーザル企画提案書等作成要領」を参照のこと。

(6) 見積書の記載内容

見積額は、本業務の委託料の総額とし、内訳は（様式10）に記載すること。なお、見積額は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の額を除いた金額、消費税等の額、消費税等の額を含めた金額を記載することとし、当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てるものとする。

6. 辞退

本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届（様式11）を提出すること。

(1) 提出期限

令和3年1月22日（金）午後5時15分（必着）

- (2) 提出先
2(6)に同じ。

7. 委託業者の決定等に関する事項

(1) 選考審査会における審査

本件に係る業者を決定するにあたり、企画提案書を公正に審査し、委託業者の決定を審議するために、「愛媛県立新居浜病院 医事会計・宿日直・外来クランク業務委託業者選考審査会（以下「選考審査会」という。）」を設置する。

(2) 委託業者の決定方法

委託業者の決定に当たっては、提案内容を公平かつ客観的に評価し、本件において最適な者を選定するため、提案内容の評価に見積金額等の評価を加算する総合的な評価を採用し、原則として、総得点の最も高い評価を得た者を優先交渉権者とする。

① 提案内容の評価

提案内容を評価し、能力等に対する点数（以下「性能等評価点」という。）を与える。

② 見積金額等の評価

見積金額を評価し、金額に対する点数（以下「価格等評価点」という。）を与える。

③ 優先交渉権者の決定方法

①及び②で評価した、性能等評価点及び価格等評価点の合計点数が最も高い者を優先交渉権者とする。

(3) プレゼンテーションの実施

審査の過程において、企画提案書の記載内容等についてプレゼンテーション等（Webでの開催を含む。）を行うこととし、日程及び実施場所等は参加者に別途通知する。

なお、新型コロナウイルスの状況等によりプレゼンテーションを中止し、書面審査に変更する場合がある。

プレゼンテーションは、原則として本業務に携わる者が行うこととし、参加できる人数は4名以内とする。

(4) 審査及び結果の通知

選考審査会が、提出された企画提案書等を審査し、優先交渉権者を選定する。審査結果は、本プロポーザルに参加した全ての者に書面で通知する。なお、審査内容については公表しない。また、本審査に係る異議申し立ては、受け付けない。

(5) 契約の締結

下記のとおり、契約締結手続きを行う。

① 優先交渉権者と愛媛県の規程及び契約規程に基づき、契約交渉を行う。

② 優先交渉権者との間で仕様書並びに企画提案に基づく条件を協議の上契約を締結する。

③ 優先交渉権者との間で契約の締結に至らず、次点の者がいる場合は、上記「①」と同様の協議を行う。

8. 留意事項

(1) 参加者の失格

参加者が、次のいずれかに該当する場合は失格となることがある。

① 本プロポーザルの件に関し、選考審査会の委員に直接、間接を問わず接触を求めた場合

② 本プロポーザルに関し、審査の公平性を害する行為を行った場合

- ③ 参加資格確認申請書の提出日から契約の締結までの間に社会的信用を失墜させる行為が判明した場合

(2) 提出書類の無効

提出された書類が、次のいずれかに該当する場合は、提出された書類が無効となり、参加資格を失うことがある。

- ① 提出方法、提出場所、提出期限に適合しないもの。
- ② 作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ④ 許容された表現方法以外の表現が用いられているもの。
- ⑤ 虚偽の内容が記載されているもの。

(3) 経費の負担

本プロポーザルの参加に要するすべての経費は、参加者の負担とする。

(4) その他

- ① 企画提案書の提出は、1者につき1案とする。
- ② 本プロポーザルにおいて提出された書類は、返却しない。
- ③ 本プロポーザルにおいて提出された書類は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- ④ 提出された書類は、提案者の承諾なしに第三者に提供しない。
- ⑤ 本業務は、予算措置が講じられた場合のみ実施可能となるものであり、大幅な予算額の変更や予算内容の変更等が生じたときは事業内容の変更、中止等を求めることがある。